

## **[事案 22-9] 契約転換無効確認請求**

・平成 23 年 4 月 11 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料払込方法を団体扱いから個人扱いへの切替え手続きをしたところ、虚偽の説明で契約転換されていたとし、契約を元に戻し転換以降の保険料の返還を求め申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

転職して1年以上経過した平成 18 年 11 月頃、募集人より「転職に伴い、保険料率が団体扱いから個人扱いに変更になるため、手続きが必要である。保険の内容は今までと変わらない…」と説明され、従前の保険契約（転換前契約）の保険料払込方法を団体扱いから個人扱いへ切り替える書類に署名・捺印し、保険料の支払いを続けてきた。

ところが、21 年 6 月になって営業所へ照会したところ、募集人の説明と異なり、以前とは異なる生命保険に転換されていたことが判った。そこで相手方会社に対し、転換前契約に戻すように要求したが、転換契約時に署名と捺印をもらっている等の理由により応じてくれない。

転換前後の契約内容を比較すると、転換前契約では入院給付金が 5 日目から給付であったものが転換後契約では 1 日目から給付されるということだけで、月々の保険料が 5 千円近く高くなり、保障金額が年々下がっていく保険に切り替えなければならない理由はない。

転換手続きは、募集人の嘘の説明で行った不当なものであり、転換を無効として、転換前契約を復活して精算し、転換以降の既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立契約を取り扱った募集人は既に退社して行方が把握できていないため、転換手続き時の具体的な状況を確認することはできていないが、下記事実を考慮すると、募集人は、保険料率の変更手続きであるとともに契約転換でもあることも説明し、申立人は転換手続きであることを理解して手続きしていたと思われるので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 転換の申込書の裏面には、「被転換契約記号番号」「転換価格」という、転換であることが分かる記載がある。
- (2) 申込書の「転換前後契約の対比…について説明を受け、その旨を記載した書面（「転換比較表」または「ご契約内容確認書とご提案書（契約概要）を…受領しました」と記載されている枠に申立人は捺印をしている。
- (3) 申立人は自身の健康状態について告知をしているが、告知をしている以上、新たに保険に加入申込みしている認識か、転換申込みをしている認識があったというべきである。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張は、法的には、要素の錯誤(民法 95 条)による転換の無効を主張し、転換前契約の復活を求めるものと解し、申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した。

審理の結果、下記の諸事情を総合考慮し、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項により、審

査会としての和解案の受諾を当事者双方に勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。

(1) 申立人の主張について

以下の事実から見ると、嘘の内容説明で転換させられた（転換だとは分からなかった）という申立人の主張を認めることはできず、要素の錯誤による転換の無効を認めることはできない。

- (a) 申立人が自署・捺印した申込書には、転換比較表による説明を受けたことを申立人自身が認める旨の押印があり、申立人が募集人から転換比較表による説明を受けたことが一応推認できる。転換比較表には、転換前契約と転換後契約の保障内容・保険料・予定利率が比較しやすい形で記載されている。
  - (b) 転換の勧誘時に申立人に交付されたと推認できる「保障見直しプラン」にも、転換前契約と転換後契約（申立契約）の保障内容・保険料等が比較しやすい形で記載されており、転換前契約の積立金の取り崩しについても記載されている。
  - (c) 申立人は告知書に自ら記入し署名しているが、申立人が主張するような、単に団体扱いから個人扱いへ切り替えるということであれば、改めて告知書の作成は必要ない。
- (2) 他方、転換前契約と転換後契約を比較した場合、転換後契約の予定利率が相当低くなることも考慮すると、転換後契約の方が保障内容が手厚くなった部分はあるものの、申立人にとってあえて転換をした方がよいとまでは言いにくいように思われる。
- (3) また、当時の募集人が退職し、所在不明なため、募集人から事情聴取をした上での具体的な反論・反証ができず、当裁定審査会においても募集人からの事情聴取を実施できない状況にある。